医事業務等委託契約書

1　委託業務の名称	令和９年度～令和 10 年度　滋賀県立精神医療センター医事業務等
2　委託業務の内容	滋賀県立精神医療センター医事業務等委託仕様書（R9-R10）のとおり
3　契約金額 （委託料）	委託料の総額　金　　円 （うち消費税および地方消費税の額　金　　円） （月額　金　　円 （うち消費税および地方消費税の額　金　　円））
4　委託業務 の履行期間	令和９年４月１日から令和 11 年３月 31 日まで
5　委託業務 の履行場所	滋賀県立精神医療センター（滋賀県草津市笠山八丁目４番 25 号）
6　契約保証金 （第３条関係）	免　　除
7　その他特記事項	な　　し

上記の医事業務等委託について、発注者、受注者および業務代行保証人は、各々の対等な立場における合意に基づき、別添の条項により契約を締結する。

なお、本契約の証として本契約書を３通作成し、発注者、受注者および業務代行保証人が記名押印の上、それぞれ１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

発注者　　滋賀県守山市守山五丁目４番 30 号
滋賀県病院事業庁（精神医療センター）
滋賀県病院事業庁長　　足立　壯一

受注者

業務代行保証人

（総則）
第１条　発注者および受注者は、標記の契約書およびこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、別添仕様書等に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
２　受注者は本契約の目的である委託業務を履行期間において履行し、発注者は受注者にその代金を支払うものとする。
３　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
４　この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
５　この契約書および仕様書等における期間の定めについては、この契約書または仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治 29 年法律第 89 号）の定めるところによるものとする。

（善管注意義務）
第２条　受注者は、委託業務の履行に当たり関係法令等を遵守するとともに、発注者の指示および本契約の定めるところにより、善良なる管理者の注意をもって適切に委託業務を実施しなければならない。

（契約保証金）
第３条　契約保証金は免除する。

（委託業務の確認および調査等）
第４条　受注者は、委託業務の履行期間中の毎日、委託業務が完了したときは、発注者に届け出てその確認を受けなければならない。
２　発注者は、必要があると認めるときは、委託業務の遂行状況について受注者に報告を求め、または調査をすることができる。
３　発注者は、前２項の確認または調査等の結果、改善すべき事項があると認めたときは、受注者に対して改善を求めることができる。
４　受注者は、発注者から前項の改善を求められたときは、速やかに必要な措置を講じなければならない。

（委託料の請求および支払）
第５条　受注者は、毎月の業務終了後、１か月ごとに委託料の支払を請求するものとする。
２　発注者は、受注者から前項の請求書を受理したときは、その日から起算して 30 日以内に支払うものとする。
３　発注者の責めに帰すべき事由により前項の規定による委託料の支払が遅れた場合には、受注者は、発注者に対して、その未払金額につき、遅延日数に応じ、前項の支払期限の日の翌日現在における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第８条第１項の規定により財務大臣が決定した率による遅滞利息の支払を請求することができる。
４　前金払および部分払は、これを行わない。

（権利義務の譲渡禁止）
第６条　受注者は、本契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、承継し、またはその権利を担保に供することができない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときはこの限りでない。

（再委託の禁止等）
第７条　受注者は、委託業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、受注者は、あらかじめ発注者に対して書面により申請を行い、発注者の承認を得たときは、当該業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせること（以下「再委託」という。）ができる。
２　発注者は、再委託を承認した場合は、当該再委託先の第三者（以下「再委託先」という。）の業務履行状況および監督・検査に必要な事項の報告を受注者に対して請求することができる。
３　委託業務の履行に係る再委託先の行為について、その責任はすべて受注者が負うものとする。

（契約内容の変更）
第８条　発注者は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更することができるものとする。この場合において、委託期間、委託料その他の契約条件を変更する場合は、発注者と受注者が協議のうえ、書面によってこれを定めるものとする。

（予期することのできない事情による契約金額の変更）
第９条　受注者は、履行期間中に、最低賃金が上昇したときおよび市場価格等の上昇その他の予期することのできない特別な事情により契約金額が著しく不適当となったときは、発注者に対し、契約金額の変更を求めることができる。なお、当該申出にあたっては、受注者は契約金額の変更が必要であることを示す資料を発注者に提示しなければならない。
２　発注者は、受注者から前項の申出があったときは、誠実に協議に応じなければならない。
３　第１項に定める申出を受けて発注者および受注者が協議した結果、必要があると認めるときは、契約金額を変更することができるものとする。

（発注者の解除権）
第 10 条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、本契約を解除することができる。
(1)　受注者が、正当な理由がないにもかかわらず、委託業務に着手すべき時期を過ぎても委託業務に着手しないとき。
(2)　受注者が、本契約に違反し、その違反により契約を適正に履行することができないと認められるとき。
(3)　受注者が、その責めに帰すべき事由により、委託業務を適正に継続できる見込みがないと認められるとき、または委託業務を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
(4)　受注者が、発注者または第三者に対し、故意または重大な過失により不正または不誠実な行為を行ったとき。
(5)　受注者が、本契約の入札等に当たり、談合その他の不正の行為をしたとき。
(6)　受注者、受注者の役員等（受注者の代表者もしくは役員またはこれらの者から発注者との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）または受注者の経営に実質的に関与している者が、次のいずれかに該当するとき。
ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第 77 号) 第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。
イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
ウ　自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。
エ　暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。
オ　暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
カ　アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。
(7)　受注者が、前号アからカまでのいずれかに該当する者を第７条による再委託契約の相手方としていた場合に、発注者が受注者に対して当該再委託の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。
(8)　受注者について、破産、特別清算、民事再生または会社更生などの倒産手続が開始されたとき。
(9)　前各号に掲げるもののほか、受注者またはその代理人が、滋賀県病院事業会計規程（平成 18 年滋賀県病院事業庁規程第 18 号）に違反したとき。
２　発注者は、前項の場合において、催告等何らの手続きを経ることなく即時に本契約を解除することができる。この場合において、受注者に損害が生ずることがあっても、発注者はその損害を賠償しないものとする。

３　受注者は、前２項の規定により契約が解除されたときは、委託料の 100 分の 10 に相当する金額の違約金を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（受注者の解除権）

第 11 条　受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、本契約を解除することができる。

(1) 第８条の規定により、発注者が委託業務の履行を中止させようとする場合において、その中止期間が委託業務の履行期間の２分の１以上に及ぶとき。

(2) 第８条の規定により、発注者が契約内容を変更しようとする場合において、委託料が３分の２以上減少することとなったとき。

(3) 発注者が契約に違反したため、委託業務の履行が不可能になったとき。

２　受注者は、前項の規定により本契約を解除した場合において、損害があるときは、発注者に対してその損害の賠償を求めることができるものとし、賠償額は発注者と受注者が協議して定める。

（契約解除の場合における既納物件の取扱い）

第 12 条　第 10 条第１項または前条第１項の規定により契約を解除した場合において、委託業務の履行部分があるときは、発注者は、当該既納部分を検査の上、相当と認める金額を支払い、その引渡しを受けることができる。

２　前項の場合において、委託料は日割りにより計算する。

（損害賠償責任）

第 13 条　受注者は、委託業務の履行に当たり、受注者の責に帰すべき事由により、発注者または第三者に損害を生じさせたときは、直ちに、その損害を賠償しなければならない。

２　受注者は、前項に係る賠償責任に備えて、賠償責任保険に無保険期間が生じないように委託業務の履行期間を通して加入しなければならない。

３　受注者は、前項の賠償責任保険に加入していることを証する書面の写しを、本契約締結時に発注者に提出しなければならない。委託業務の履行期間中に当該賠償責任保険契約を更新した場合も同様とする。

（遅延利息の請求）

第 14 条　受注者が本契約に基づく賠償金または違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、受注者に対して、その未払金額につき、遅延日数に応じ、その支払期限の日の翌日現在における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条第１項の規定により財務大臣が決定した率による遅滞利息の支払を請求することができる。

（委託業務遂行のための現場管理者）

第 15 条　受注者は、委託業務の適正な遂行のため現場管理者を定め、その氏名を発注者に通知しなければならない。なお、現場管理者を変更したときも同様とする。

２　現場管理者は、委託業務現場に出向き、委託業務の管理・監督を行うものとする。

（委託業務のために提供する行政財産）

第 16 条　発注者は、受注者に対し、委託業務の執行のために次の施設（以下「提供施設」という。）を提供するものとする。

（区分）建物　　（数量）１１．０㎡　　（目的）休憩室

２　受注者は、提供施設を常に善良なる管理者としての注意をもって維持管理しなければならない。また、本契約の期間が満了したとき、または、本契約が解除されたときには、受注者は、自己の負担において原状に回復して、直ちに返還しなければならない。

３　受注者は、提供施設を第１項の目的以外のために使用しようとする場合には、地方自治法第 238 条の４第４項の許可を受けて行政財産を使用する権利を設定しなければならない。

（収納金の受渡し等）
第17条　受注者は、毎日、発注者の指定した時刻および会計窓口終了後に、会計窓口で収納した収納金を病院職員へ引き継がなければならない。なお、引き継ぎに当たって、受注者は、当該収納金に係る情報（財務規則第150条の４に規定する収納事務受託計算書に記載すべき情報）を報告するものとする。

（指定公金事務取扱者としての法令遵守）
第18条　受注者は、指定公金事務取扱者として、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の２において準用する地方自治法の次の規定を遵守しなければならない。
(1)　帳簿保存（地方自治法第243条の２の２第１項）
　指定公金事務取扱者は、帳簿を備え付け、これに公金事務に関する事項を記載し、保存しなければならない。
(2)　報告徴収（地方自治法第243条の２の２第２項）
　普通地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、その必要な限度で、指定公金事務取扱者に対し、報告をさせることができる。
(3)　立入検査（地方自治法第243条の２の２第３項）
　普通地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定公金事務取扱者の事務所に立ち入り、指定公金事務取扱者の帳簿書類その他必要な物件を検査させ、または関係者に質問させることができる。

（委託業務従事者の管理）
第19条　受注者は、委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他の関係法令等を遵守するとともに、常に従事者の風紀、衛生および服務規律の維持向上に努めなければならない。

（個人情報の保護）
第20条　受注者は、本契約による委託業務を行うために個人情報を取り扱う場合には、別紙１「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。
２　前項の規定は、再委託先および業務代行保証人（以下「保証人」という。）についても準用する。

（秘密の保持等）
第21条　受注者は、委託業務を履行するに当たり知り得た発注者若しくは発注者の関係者の秘密若しくは情報または発注者の所有する個人情報を、発注者の事前の承認なくして、第三者に開示し、漏えいし、または本契約以外の目的で利用してはならない。この秘密の保持等の義務は、本委託業務を退いた後も同様とする。
２　受注者は、秘密情報の漏洩またはそのおそれが生じたときは、直ちに発注者に届け出て発注者が指示する措置を講じなければならない。
３　前２項の規定は、再委託先および保証人についても準用する。

（誓約書の提出）
第22条　受注者は、滋賀県暴力団排除条例（平成23年滋賀県条例第13号）の趣旨にのっとり、暴力団等に該当しないことを表明および確約するため、別紙２の「誓約書」のとおり誓約するものとする。

（不当介入があった場合の通報・報告義務）
第23条　受注者は、本契約の履行に当たり、第10条第１項第６号アからカまでのいずれかに該当すると認められる者から不当な介入を受けた場合は、直ちに警察に通報するとともに、速やかに発注者に報告しなければならない。

（業務代行保証）
第 24 条　受注者は、委託業務の全部または一部の遂行が困難となった場合の保証のため、あらかじめ保証人を立てなければならない。
２　発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、保証人に対し、委託業務の実施を請求することができる。
　なお、業務代行の期間中、保証人は一時的に受注者の権利および義務を継承するものとするが、その期間中も受注者の義務は免責されない。
(1)　受注者が委託業務に着手すべき時期を過ぎても委託業務に着手しないとき。
(2)　受注者が委託業務を履行できる見込みがないと認められるとき。
３　保証人は、前項の規定により委託業務の実施の請求があったときは、受注者に代わって委託業務を実施しなければならない。
４　発注者が第２項の規定により保証人に対し委託業務の実施を請求したときは、その請求の時までに受注者が実施した部分で発注者の検査に合格したものに対する委託料については受注者に支払い、保証人が自ら実施した部分については、受注者は何らの請求権を有せず、発注者は当該部分に対する委託料を保証人に支払うものとする。

（事故等の報告）
第 25 条　受注者は、委託業務における事故の発生またはそのおそれがあること（以下「事故等」という。）を知ったときは、その事故発生の帰責の如何を問わず、その旨を発注者に直ちに報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく詳細な報告および今後の対処方針を書面にて提出しなければならない。
２　受注者は、前項の事故等が個人情報および秘密情報の漏洩、滅失またはき損に係るものである場合には、当該個人情報および秘密情報の項目、内容、数量、事故等の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面を速やかに発注者に提出し、発注者の指示に従わなければならない。

（管轄裁判所）
第 26 条　本契約について訴訟の必要が生じたときは、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（契約費用）
第 27 条　本契約の締結に必要な費用は、受注者の負担とする。

（人権の尊重）
第 28 条　受注者は、滋賀県人権尊重の社会づくり条例（平成 13 年滋賀県条例第 27 号）第３条に基づき、自ら人権意識の高揚に努めるとともに、人権が尊重される社会づくりに寄与するように努めるものとする。

（委託料内訳書）
第 29 条　発注者が必要であると認めるときは、受注者は委託料内訳書を提出しなければならない。
２　委託料内訳書には、発注者が指定した内容を記載するものとする。
３　委託料内訳書は、発注者および受注者を拘束するものではない。

（その他）
第 30 条　本契約に定めるもののほか必要な事項については、滋賀県病院事業会計規程の定めるところによるものとする。
２　本契約に定めのない事項および本契約の内容の解釈に相違のある事項については、本契約の趣旨に従い、発注者と受注者が誠実に協議のうえ、これを定めるものとする。

別紙１

個人情報取扱特記事項

（個人情報の取扱い）

第１　受注者は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第２　受注者は、この業務の処理により知り得た個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。

２　前項に規定する義務は、契約終了後も有効に存続するものとする。

（再委託の禁止）

第３　受注者は、個人情報を取り扱う業務は自ら行うものとし、第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

２　受注者は、発注者の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託し、または請け負わせる場合は、発注者が受注者に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を第三者に求めなければならない。

（安全確保の措置）

第４　受注者は、この業務の処理を行うために発注者から引き渡された個人情報を滅失、き損および改ざんしてはならない。受注者自らが当該業務を処理するために取得した個人情報についても、同様とする。

（取得の制限）

第５　受注者は、この業務の処理を行うために個人情報を取得するときは、受託業務の目的の範囲内で適法かつ適正な方法により行わなければならない。

（目的外使用の禁止）

第６　受注者は、この業務の処理を行うために個人情報を取り扱う場合には、個人情報を他の用途に使用し、または第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第７　受注者は、この業務の処理を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、または複製してはならない。

（資料等の返還等）

第８　受注者は、この業務の処理を行うために発注者から引き渡され、または受注者自らが取得し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等は、発注者の指示に従い、業務完了後、速やかに返還または廃棄しなければならない。

（委託業務に従事する者への周知および監督）

第９　受注者は、この業務に従事している者に対し、この業務に関して知り得た個人情報の内容を第三者に漏らし、または不当な目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

２　受注者は、この業務の処理を行うために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（調査および報告）

第 10　発注者は、受注者がこの業務の処理に当たり行う個人情報の取扱いの状況について、定期におよび必要に応じて随時に調査をすることができる。

２　受注者は、発注者の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。

（指示）

第 11　発注者は、受注者がこの業務の処理に当たり行う個人情報の取扱いについて、不適正と認めるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

（事故発生の報告）

第 12　受注者は、この業務の処理を行うために取り扱う個人情報の漏えい、滅失またはき損等があった場合には、遅滞なくその状況を発注者に報告し、その指示に従わなければならない。

（契約解除および損害賠償）

第 13　発注者は、受注者が「個人情報取扱特記事項」の内容に反していると認めたときは、契約の解除または損害賠償の請求をすることができるものとする。

別紙２

誓　　約　　書

私は、下記の事項について誓約します。
なお、県が必要な場合には、滋賀県警察本部に照会することについて承諾します。

記

１　自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
⑴　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
⑵　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
⑶　自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
⑷　暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
⑸　暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
⑹　上記（1）から（5）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

２　１の（2）から（6）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。